

## 浜松市立富塚小学校PTA個人情報取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浜松市立富塚小学校PTA（以下「PTA」という。）が取り扱う個人情報について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、浜松市立富塚小学校PTA規約（以下「規約」という。）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定の例による。

(責務)

第3条 PTAは、個人情報の保護に関する法令等を遵守するとともに、その活動において個人情報の適正な取扱いに努めるものとする。

(管理体制)

第4条 PTAにおける個人情報の適正かつ円滑な取扱いを図るため、PTAに個人情報取扱責任者及び個人情報取扱担当者を置く。

- 2 個人情報取扱責任者は、PTAにおける個人情報の適正な取扱いを総括するものとし、会長をもって当てる。
- 3 個人情報取扱担当者は、PTAにおける個人情報を適正に取得し、及び管理・使用するものとし、PTAにおける別表の区分の欄に掲げる個人情報に応じ、同表の個人情報取扱担当者の欄に定めるものをもって当てる。
- 4 個人情報取扱責任者及び個人情報取扱担当者以外の役員は、個人情報取扱責任者が特に必要があると認めた場合を除き、個人情報を取り扱ってはならない。

(PTAが取り扱う個人情報等)

第5条 PTAは、別表の個人情報の欄に応じ、同表の目的の欄に定める目的の達成のため個人情報を取り扱うものとする。

- 2 PTAが取得した個人情報は、別表に定める目的の達成に必要な範囲を超えて、使用してはならない。
- 3 個人情報の取得は、本人又はその保護者（以下「本人等」という。）から行うこととする。ただし、学校等の第三者が、当該取得に関してあらかじめ本人等の同意を得た場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合において、個人情報取扱責任者は、当該第三者に対して法第26条第1項の確認を行うとともに、次に掲げる事項を記載した記録書を作成しなければならない。

- (1) 提供を受けた年月日
- (2) 第三者の氏名又は名称
- (3) 提供を受けた個人情報の内容

- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認める事項
- 5 法第19条の規定に基づく個人データの消去等の時期は、別表の区分の欄に応じ、同表の消去等の時期の欄に定めるところによる。  
(第三者への個人情報提供の制限等)
- 第6条 P T Aは、次に掲げる場合を除き、保有する個人情報を第三者に提供してはならない。
- (1) 法令に基づく場合  
(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合  
(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合  
(4) あらかじめ本人の同意を得た場合
- 2 個人情報取扱責任者は、P T Aが保有する個人情報を第三者に提供したときは、次に掲げる事項について記載した記録書を作成し、これを5年間保存しなければならない。
- (1) 提供した年月日  
(2) 第三者の氏名又は名称  
(3) 提供した個人情報の内容  
(4) 提供の理由(前項各号のいずれに該当するかを含む。)  
(5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認める事項  
(安全管理措置等)
- 第7条 個人情報取扱責任者は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人データの安全管理のために、個人情報取扱担当者に指示して、次の措置を講じなければならない。
- (1) 個人データは、個人情報取扱責任者が特に必要があると認める場合を除き、P T A室(施錠可能な部屋)のみで取り扱うとともに、これを扱うパソコンは盗難防止の措置を講ずること。  
(2) 個人データに係る電子ファイルについて、パスワード設定を行うとともに、これを扱うパソコンにはウイルス対策ソフトを使用し、そのバージョンやパターンファイル等を常に最新のものとするよう努めること。  
(3) 個人データに係る紙文書及び電子ファイルを保存した外部記録媒体について、施錠可能な金庫等により保管し、その鍵を個人情報取扱担当者が適正に管理すること。
- 2 個人情報取扱責任者は、個人情報保護の適正確保に向け、必要な情報の収集、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 第8条 個人情報取扱管理者は、P T Aが保有する個人情報を漏えい等した場合又はその恐れがある場合、速やかに個人情報取扱責任者に報告するとともに、これに係る被害の防止策を講じなければならない。
- 2 前項の報告があった場合、個人情報取扱責任者は、速やかに次に掲げる措置を講ずる(第4号、第5号及び第6号にあっては、個人情報取扱責任者が特に必要があると認め

る場合とする。)ものとする。

- (1) 事実関係の調査及び原因の究明
- (2) 影響の範囲の特定
- (3) 再発防止策の検討及び実施
- (4) 影響を受ける可能性のある本人への通知
- (5) 事実関係及び再発防止策等の公表
- (6) 個人情報保護委員会その他関係機関への報告  
(開示)

第9条 本人等は、PTAに対し、書面（電磁的情報による場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）により当該本人等が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

2 PTAは、前項の請求があったときは、本人であることの確認を行った上で開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) PTAの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 法令に違反する又はその恐れがある場合

3 前項の規定により全部若しくは一部を開示しないこととしたとき又は当該個人データが存在しないときは、本人等に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(訂正等)

第10条 本人等は、PTAに対し、当該本人等が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、その内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求することができる。

2 PTAは、前項の請求を受けた場合は、速やかに必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

3 前項の規定により全部若しくは一部を訂正等したとき又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人等に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(苦情の処理)

第11条 PTAは、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、個人情報の取扱いについて必要な事項は、個人情報取扱責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年11月5日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

No.	区分	個人情報取扱担当者	個人情報	目的	消去等の時期
1	会員名簿（児童の学級ごとに調製する。）	副会長のうち個人情報取扱責任者が指名する者	児童の氏名（よみがなを含む。以下この表において同じ。）、性別、保護者の氏名（よみがなを含む。以下この表において同じ。）、在校の兄弟姉妹の氏名・学級及び保護者のPTA役員の就任状況	会員資格の確認、会費の算定等その他PTA活動全般への使用	調製後11年を経過した日
2	役員名簿	同上	役員である保護者の氏名、連絡先並びに児童の学級及び氏名	役員に対する文書の送付、連絡調整その他役員としての活動全般への使用	同上
3	事業参加者名簿（事業ごとに調製する。）	役員のうち個人情報取扱責任者が指名する者	事業参加者の氏名、連絡先その他事業の適正な実施に必要な最低限のものであって、当該個人情報取扱担当者が、あらかじめ個人情報取扱責任者の承認を得た上で、事業参加者に求めたもの	参加者の登録、連絡調整その他当該事業の実施に係る使用（当該個人情報取扱担当者が、あらかじめ個人情報取扱責任者の承認を得た上で、事業参加者に提示するものとする。）	当該事業を実施した日の属する年度の末日